

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らについて、所有していた農機具に対する賠償が、原発事故時における当該農機具の評価額を法定耐用年数ではなく実質的な耐用年数を用いて見直した結果、東京電力の直接請求手続で認められていた以上の金額で認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙物件目録記載の農機具について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、金327万4380円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年2月2日

（仲介委員 河合 健司）

(別紙)

物件目録

- | | | | |
|----|------------|----|---------|
| 1 | 管理機 | 18 | 耕運機 |
| 2 | もみすり機 | 19 | 動力砕土機 |
| 3 | パワーショベル | 20 | 大島米選別機 |
| 4 | トラクター | 21 | グレンコンテナ |
| 5 | コンバイン | 22 | 乾燥機 |
| 6 | 側条施肥機 | 23 | 催芽機 |
| 7 | 乗用田植機 | 24 | 混合機 |
| 8 | 動力噴霧器 | 25 | 全自動播種機 |
| 9 | モミガラコンテナ | 26 | ビニールハウス |
| 10 | 低温貯蔵庫 | 27 | ビニールハウス |
| 11 | ブロードキャスター | | |
| 12 | コンバイントレーラー | | |
| 13 | 動力散布機 | | |
| 14 | 刈払機 | | |
| 15 | 畦刈機 | | |
| 16 | マメトラ管理機 | | |
| 17 | 代掻きハロー | | |

以上